

不育治療を受けられている方へ

子どもを希望しながらも不育症のため、子どもを持つことができない夫婦が、医療保険対象外の不育治療を受けた場合、治療費の一部を助成します。

*2人目以降の妊娠にも助成します。

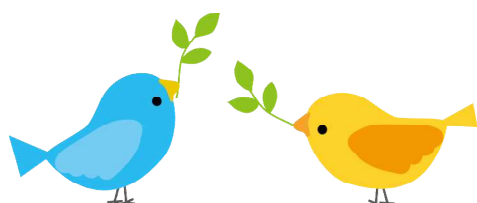
助成対象者	次の①から③までの条件すべてを満たす人 ①法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦 ②申請日において真庭市民であり、1年以上真庭市に住所を有する予定の人 ③日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医により不育症と診断され、治療を受けた人
助成内容	医療保険対象外の不育治療について、1年度30万円を上限に助成します。 (治療が2年度にわたる場合は1治療期間終了後に申請してください。)
申請書類	①真庭市不育治療支援事業助成金交付申請兼請求書 ②真庭市不育治療支援事業医療機関証明書 ③不育治療に係る医療機関発行の領収書の写し ④(事実婚関係の場合に限り)事実婚関係に関する申立書
申請期間	治療終了後、6か月以内に申請してください。
生殖医療専門医	日本生殖医学会が認定した専門医 *岡山県の医療機関は表のとおり
支給方法	市が申請書などを審査し、交付決定後口座振込で支給します。

◆岡山県における生殖医療専門医 医療機関一覧◆

(R5年4月現在)

医療機関名	所在地	電話番号
岡山大学病院	岡山市北区鹿田町2-5-1	086-223-7151
岡山二人クリニック	岡山市北区津高285-1	086-256-7717
川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577	086-462-1111
名越産婦人科	岡山市庭瀬231-2	086-293-0553
三宅医院	岡山市南区大福369-8	086-282-5100
倉敷中央病院	倉敷市美和1-1-1	086-422-0210

*申請に必要な書類は真庭市のホームページからダウンロードできます。



お問い合わせ先
真庭市役所 こども家庭センター
(はぐくみセンター)
Tel 0867-42-1816
Fax 0867-42-1388

*各振興局でも申請できます。

令和6年4月